

平成25年度 第3回 島根県子ども・子育て支援推進会議

ひとり親家庭等自立支援部会

日 時 平成26年3月19日(水)

13:30～16:00

場 所 島根県職員会館多目的ホール

○武智企画員 それでは、ただいかまら平成25年度第3回島根県子ども・子育て支援推進会議、ひとり親家庭等自立支援部会を開催します。

私は、進行を務めさせていただきます、島根県の青少年家庭課母子福祉グループの武智でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、島根県青少年家庭課の平岡課長から御挨拶申し上げるべきところなんですけれども、本日は所用のため御欠席させていただいておりますので、かわりに子ども・子育て支援スタッフ渡邊調整監から御挨拶申し上げます。

○渡邊調整監 皆さん、こんにちは。先ほど紹介にあずかりました渡邊でございます。お世話になっております。

委員の皆様におかれましては、年度末の御多忙の中、御出席をいただきましてどうもありがとうございます。また日ごろより、ひとり親家庭の福祉施策の推進に当たりまして、御理解と御協力をいただいておりますことを、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

前回の部会の終わりに当たりまして、母子寡婦福祉法の改正について少し触れさせていただいたところでございますけれども、皆さん御承知のとおり、ひとり親家庭への支援施策の強化を目指して、母子及び寡婦福祉法の改正が予定をされておりました、法案が今国会に上程をされているというところでございます。その内容については、後ほど担当者から御説明をいたしますけれども、ポイントは4つございます。ひとり親家庭への支援体制の充実が1つ目、2つ目として、ひとり親家庭へ支援施策、周知の強化、3つ目が、父子家庭への支援の拡大、それから4つ目が、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しでございます。特に1つ目のポイントでありますひとり親家庭の支援体制の充実につきましては、ひとり親家庭が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるように、県や市町村における支援措置の計画的、積極的実施、あるいは周知、あるいは支援者の連携、調整などが求められているところでございます。

現在、子ども・子育て支援新制度に向けまして、市町村におきましては、地域のニーズに応じた子ども・子育て支援事業計画の策定が進められておるところでございます。この計画の策定指針におきましては、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進についても、任意ではございますけれども記載する項目に上げられております。今回の法改正の趣旨を踏まえて、ひとり親家庭の総合的な自立支援施策の推進に関する市町村の取り組みをこの事業計画に記載していただくよう、今週17日に開催をされました市町村の担当課長会議において、依頼をさせていただいております。市町村におかれては、市町村福祉事務所の母子自立支援員の皆さんが密接な相談対応や個別支援に携わっていただいておりますが、ひとり親家庭の今後さらなる自立、推進が図られるよう期待するものでございます。

本日は、実態調査について、前回お示しをしました速報値に少し分析を加えたものをお示しをいたしますので、より深い議論ができればと思っております。どうか委員の皆様のご忌憚のない御意見を頂戴いただきますよう御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが冒頭の御挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○武智企画員 ありがとうございます。

続きまして、議事に入りたいと思っておりますけれども、本日、石倉部会長様と土谷委員様が御欠席となっておりますので、御報告申し上げます。さらに本日、石倉部会長様が御欠席ということで、第1回部会で選任されました黒崎部会長代理様に御進行をお願いしたいと思います。

それでは、黒崎部会長代理様、よろしくお願いたします。

○黒崎部会長代理 失礼いたします。部会長代理の黒崎です。

部会長の石倉様が本日御欠席ということで、かわりに議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。また、委員の皆様には円滑な議事進行になりますよう御協力いただきます。よろしくお願いたします。

それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。議事の(1)の島根県母子世帯寡婦世帯父子世帯実態調査結果報告(案)について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

○野々内企画員 事務局の野々内と申します。私のほうから、資料1の1と1の2と第2回の部会の要旨ということで御説明させていただきます。座って説明させていただきます。よろしくお願いたします。

まずは、第2回部会における要旨ということで1枚紙にまとめております。こちらで裏面になりますけれども、第2回の部会のほうで委員の方々からさまざまな意見を頂戴しまして、その中で、詳細分析についての委員要望ということで、年齢別で困っていることを掘り下げてほしい、公的制度や相談機関を知らなかった方がどんなことに困っていたか、このときは母子自立支援員さんを知らなかった方が多いというお話いただきましたけれども、こういった御意見を踏まえて、同席したアドバイザーから、経済的に困っている人について転職希望があるかどうかの集計、あるいは養育費の取り決めをしていない人がどういったことに困っているかの集計が次回のときにお示しするという話になっておりまして、今回追加分析ということでお示ししております。今回の資料については、追加分析として、資料1の1と1の2ということで御用意しております。こちらのほう資料2つを並べてご覧ください。資料1の2のほうですけれども、集計表を出しておりますけれども、こちらのピンクマーカーが一番構成比の高いもの、黄緑は2番目に構成比の高いものを色づけしております。

まず、資料1の2によりますと、母子、父子、年齢別のお困り事ということで集計しております。まず、母子のほうは、20歳未満のほうは経済面が1番ですけれども、その他の項目、仕事、子供の世話、子供の進学、就職、精神的な寂しさ、自分や家族の健康、再婚と、幅広い項目で多くの悩み事を抱えておられます。どの年代も経済面が一番お困りですけれども、年代が20代から30代、30代から40代へと上がっていくにつれて子供の年齢も高くなっていると思いますが、子供の進学や就職へのお困り事がふえております。一方、下の表ですけれども、父子のほうは、経済面に加えて20代では仕事、30代では子供の世話、再婚ということで悩んでおられることが特徴でして、40代以上では母子と同じく、子供の進学や就職に悩んでおられるという結果でした。

資料1の1の2ページ目ですけれども、母子、父子とも、子供の段階別の困ったことをグラフにしております。父子においては母子に比べて、就学前のお子さんをお持ちの場合、子供の世話の負担を非常に感じておられること、再婚を考えておられることの比率が母子より高いことがうかがわれます。その下の相談機関の周知とお困り事の関係では、資料1の1で追加資料として添付しておりますが、これは前回お示した集計表の抜粋でございます。これは母子と父子とでお困り事の項目とその集計結果、そして、次ページには公的制度や相談機関を知っていたか知らなかったかという集計結果を出しております。

2ページ目の公的制度、機関については18項目上げておりますが、この中で知らなか

ったとおっしゃった項目上位5位を取り出して、資料1の1の2ページ目にグラフにしてあります。この中では母子においては、各制度を知らなかった方が経済面と仕事のほうに悩んでおられまして、父子の方は母子に比べ、子供の世話と再婚の比率が高いといった結果が出ております。今回の調査は各種制度を知らなかったと答えた方のうち、経済面や仕事や子供の世話に困っている、設問では2つ以内を選んでくださいという●を設問しておりますけれども、それを集計したものですので、結果、同じ層の方の集計となっている可能性があります、このような結果となっております。

次に、資料1の1の3ページ目ですけれども、経済面で悩んでおられる方の仕事を変えたいとお考えの方が36.3%、経済面以外で悩んでおられる方の転職希望は20.2%。一方で、経済面でのお悩みの方も現在の仕事を続けたいとおっしゃっている方が56.3%もいらっしゃるという結果となっております。この結果を踏まえて、委員の皆様方から後ほど御意見をいただきたいと思えます。

その下方ですけれども、養育費のほうについて記載しております。文書などで取り決めをしている方に比べ、文書で取り決めをしていない方または取り決めをしていないという方は、経済面、仕事面での悩みが多くなっております。これは、文書などで取り決めをしている方が60.3%に対し、文書などで取り決めをしていない方、全く取り決めをしていない方が77.6%、68.8%という割合ですので、非常に高い割合。それと、仕事のほうですけれども、文書で取り決めをしている方7.3%に対し、文書などで取り決めをしていない、全く取り決めをしていないという方が43.8%と、仕事面では非常に高い率となっております。

4ページ目になりますけれども、父子について、2ページ目の内容を再掲した形にしてありますが、特に子供が小学生の場合は、経済面、仕事面と家事、育児の悩みが多く抱えているという結果になっております。2ページのほうでは細分化をいたしまして、経済面、仕事面、子供の世話と細分化した形で表示をしておりますけれども、こちらの再掲のほうでは、経済、仕事、家事、育児という大きなくくり、そして子供の年代も就学前、小学生、中高生、高卒以上、その他という分類に、細分化せずに分類をいたしまして、結果を集計しているところであります。資料1の1については、以上になります。

○黒崎部会長代理 それでは、先ほど事務局から御説明いただきましたけれども、委員の皆様、何か御質問や御感想等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

資料1の②の先ほど2ページ目ですね、御説明いただいた中で、母子世帯の経済的に困

っている人と転職希望の関係のところですね、ちょっと私などは、経済的に余り収入も多  
くないのに、経済面で困っておられるのに、現在の仕事を続けたいって方が何か多いなと  
いうふうに感じましたけれども、いかがでしょうか。もちろんいろいろと何かその背景は  
あるとは思うんですけども。

児玉委員さん、いかがですか、何か御感想等ございませんか。

○児玉委員 知らないということも大変大きいことだなというのを改めて感じました。経  
済面はなかなか今こういう社会情勢ですので、本当に一気に仕事を変えたから状況がよく  
なるというものでもないと思いますので、仕事をひとつ続けられることも大きなことかな  
と。実際窓口を持っていますと本当いろんな事例がありますので、そういうふうには思い  
ます。そして、ちょっと国のあの法律の説明されたときに、やっぱり周知ということは全  
体的に問題なんだなということも改めて感じて、この前の会の際にいかに知らない  
人が多かったかということで分析をお願いをしたわけですけども、先ほど国の説明でも、  
いわゆる積極実施に続いて周知とか支援者の連携調整ということがありますので、これか  
らどのようにしてそういうふうにしてわかっていただいて、少しでもお困り感をフォロー  
できるかということかなというふうに思いました。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。そのほか、皆様いかがでしょうか。

では、石原委員様、お願いします。

○石原委員 失礼します。今の転職希望のところなんですけども、経済的に困ってるけれ  
ども転職せずに今の仕事を続けたいってその思いの中には、やっぱり小さい子供さん  
を抱えての就業になるので、なかなかその、育児もあるので時間的制約があったりとか、  
そういう事業主の理解が得られないってということから、もう今の仕事を続けざるを得ない  
ってような現状があるのではないかなっていうふうに、ちょっと日ごろ相談に来られ  
る方に接してみてそんな思いがありますね。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

今の転職とかっていうことになりますと就労の問題ですけども、上代委員さんいかがで  
すか。

○上代委員 転職希望、現在の仕事を続けたいというふうな、私もこのグラフを見まして、  
経済的面で以外の悩みを持っていらっしゃる方もあるんですが、もう半数以上の方が現在  
の仕事を続けたいというふうに回答していらっしゃるのを見ると、確かに給料面は低  
いかもしれない、だけれども続けたいとおっしゃってるので、事業主さんの理解があると

ころにお勤めの方がいらっしゃる、それから、あとは会社のその人間関係であつたりとか、それから、先ほどから給料面言ってるんですが、給料面は低いんだけどやはり何らかやっぱり自分のやりがいのある仕事をされてる方なんだろうなというふうに思いました。じゃあどうやって解決するのかって、これはもう本当、賃金水準が上がらない限りは厳しいのかなというふうな思いも抱いたところです。そうですね、せっかくこういう続けたいというふうにおっしゃってるので、その中で何か経済面とかほかの悩みなんですけれども、解決することができないものかなと改めて思ったところでした。以上でございます。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

徳岡委員様、養育費の取り決めの関係の新たなこういう集計出されましたけども、何かお感じになられるところがございましたらと思いますけど。

○徳岡委員 前回もお話ししたんですけど、やはり取り決めることの重要性ってここにあるのかなというふうに思うのは、やっぱり仕事の件の悩みの差がすごく激しいです。で、やっぱりきちっと取り決めでしてるっていうことは、毎月入ってくる収入の当てが計画ができるわけですね。それがあの人とない人というのでは全然違いますし、きちっとやっぱり文書等でやってるっていうことは、もちろん催促もできますし、権利としての主張で法的なこともできますので、この違いはやっぱりあるのかなというふうに思いました。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

そのほか全体を通してございませぬか。あとは何か、子供のその段階別の一覧などもお示しいただいておりますが、何かこういったところからも見えてくるところ、お感じになられるところとかございませぬかね。よろしいですか。

石原委員さん、お願いします。

○石原委員 済みません。先ほどの野々内さんの説明にもあったように、今の子供の段階別と困ったことの関係では、やっぱり母子世帯では、もちろんどの段階でも経済的に困っている方というのが一番多いと思うんですけど、やっぱりその父子さんのところで、小学就学前からもう中学生ぐらいの間のところ、子供の世話とか、それから家事、炊事、洗濯とか、母子さんの表ではちょっと、とは全く違うというか、すごく際立ってそういった困ったところがうかがえるなっていうのは思いました。やっぱりそういった父子さんへの支援と母子さんへの支援、少しやっぱり中身が違うのかなというのも思いました。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。



し次年度に向かったの説明等も受けたところですが、実際私がその担当している部署、保育所も担当しておりまして、就学前の子供さんっていうのは保育所が担う役割っていうのが物すごく大きいんですね。少しそこでちょっと意見を述べさせていただいたんですが、保育所の保育士っていう存在がまた物すごく大きいんです。単に保育所っていうのは子供さんを預かって保育するだけではなくて、少し親に寄り添わなければならない面もふえてるなっていうふうに思います。その困り感を誰がフォローするかっていったら、日常的に本当忙しい中で、朝夕かかわるのは保育士さんなんですよね。中には所長だったり園長先生だったり相談をされる方もあるようですけど、そこがもう少しその相談機能といいますか、そこが相談できるようなゆとりの部分ていまいしょうか、が持てないかなど。というのは、なかなか行政の窓口に出かけて行って相談というのは、仕事をされている中で、ひとり親の方は特にですけど、お仕事なさらないといけませんので大変難しいものがありますから、日ごろ接するところのできる場所での相談機能、それが何とか持てないものかなと思うところです。

それと、何かいろんなこと言いますが、実はきのうかおとといたったと思いますが、車運転しながらコマーシャルがやっていて、そこで県の教育委員会のほうだと思んですがふるまいのことを、ふるまい向上のことだと思んですが、コマーシャルがやってたんですね。いわゆるこれだけ周知、周知っていうのであれば、ひとり親にしても、どういう観点かは別として、そういうものがあるよっていうことがラジオコマーシャルやテレビコマーシャルで何かできないのかなっていうふうにすごく思ったんですね。ぴっとう耳に入ってきて、あ、これは県のあの事業だなと思ったんですけど、どこかで支援員さんいるから相談できるよとか、こういうところで相談できるよって、何かこう耳に入ることのPRできないかなとふと思いましたので、ちょっと● させていただきます。以上です。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

児玉委員さんのほうからいろいろ何点か御意見いただきましたけども、何かそれに関連してでもよろしいですし、別の観点からでもよろしいですが、ございますか。

また、もしありましたら、後ほどでもよろしいですので、御発言をいただければと思います。

それでは、次第に沿って、続きまして議事の（２）の国の動き（ひとり親家庭支援施策の主な改正事項等）について、事務局から御説明をお願いいたします。



○俵GL 事務局、母子福祉グループの俵です。私のほうから説明させていただきます。お手元に横判で、縦にしたときに右肩に資料2というテープのはってある資料をごらんください。座って説明させていただきます。

私のほうから御説明いたしますのは、先ほどの渡邊調整監からの挨拶にもございましたが、国のほうで今、大きなひとり親家庭をめぐる動きというものがございますので、その内容について御説明したいと思います。

まず、1ページのところですが、ひとり親家庭の支援につきましては、やはり今までの部会でも委員の皆様方から御発言いただいておりますが、自立のためには就業が必要であるといったことがまずございまして、そのためには仕事と子育て、この2つを1人で担っていらっしゃるひとり親の方々が、その2つを両立しながら経済的に自立することが必要だという考え方がございます。そのことは、ひいては子供の貧困対策にも資するということで、そういった観点からひとり親家庭の支援施策を強化しようという動きがございます。

具体的に言いますと、そこに2つほど黒い枠で囲んだものがございますが、上のほうから母子及び寡婦福祉法の改正、下のほうでは児童扶養手当法の改正ということで、今、2つの法改正が2月14日、国会に上程されました。これは次世代育成一括法案として上程されて、今後審議がなされるものでございますが、まず上の、母子及び寡婦福祉法の改正から御説明いたします。これは柱が3つございまして、まず1点目がひとり親家庭の支援体制の充実ということで、先ほどからも御意見いただいておりますが、母子家庭等ひとり親家庭の方々が、それぞれの地域に応じていろいろな求められている支援ていうのは変わってくると思いますが、そういったものを総合的に受けられるように、まずは都道府県、市等、これは福祉事務所のことを示しているんですけども、支援措置が計画的、積極的に実施されるよう周知を図り、支援者の連携、調整を図ることが掲げられております。

それから、この3番目のところに書いてあるんですが、今までひとり親家庭といいますと、母子家庭と寡婦世帯の方がどちらかといえば中心で、父子世帯の方については一部支援策があるということでございましたが、今後は父子家庭の支援施策を拡充するという一方で、母子、父子を同列に並べて自立支援員、今、福祉事務所にいらっしゃる母子自立支援員さんは、名前も変わって母子・父子自立支援員ということで、父子家庭についても積極的に支援していただくように、人材確保・資質向上を図ろうということが掲げられております。

それから、関係機関による相互協力ということで、体制そのものを充実させようという動きがまず1点目でございます。

2つ目ですが、ではその中身どうやっていくのかというところで、まず第1には就業支援の強化ということで、実はこれ、今回の調整は多くの方が知らなかったとおっしゃってたんですが、高等職業訓練促進給付金等、これは資格を取るための訓練を受けられる方に、いわば生活費に当たる部分を補填するというための給付金なんですけども、そういったものが今まで課税対象になっておりましたので、結局目減りしてしまうということがございまして、そういったものを法律で非課税化するということが掲げられております。2つ目、就業で自立するためには、やはりその前に、子育て、生活支援の強化が必要であると。環境が整わなければなかなか就業自立に向けていけないということで、保育所入所に加えて放課後児童健全育成事業など、いろいろな利用に関してひとり親への配慮規定を追加するという動きがございます。

3番目ですが、これも前回から皆様方に、これは本当に問題だなというふうに御認識いただいているところですが、施策の周知というのが余りなされていないというのが、私ども島根県の調査でも出ておりますし、全国調査でも出ております。そういったひとり親家庭をめぐるあらゆる支援策がございますが、まだ知られていないので、そういった情報提供の業務を規定して周知徹底を図るということを掲げております。

それから3番目の柱なんですけど、これすごく大きな改正になりまして、父子家庭の支援の拡大、法律名そのものが母子及び寡婦福祉法から、母子及び父子並びに寡婦福祉法ということに改称をされるという予定でございまして、父子家庭の福祉の措置に関する章が創設されます。また、経済的支援として非常に使われているものの中に母子福祉資金というのがございますが、今までは母子家庭、それから寡婦世帯の方しか使えなかったんですけど、父子家庭にも拡大するというので、関係団体の名称等につきましても、母子だけではなくて父子を冠として掲げるといった動きに移行しようとしているところでございます。これが母子及び寡婦福祉法の改正の3本柱。

もう一つの柱が、これも経済的支援ということで、非常に多くのひとり親家庭の方に利用いただいているんですけど、児童扶養手当というのがございます。これは、ひとり親になられた方の生活費として受給されるものなんですけれども、ただし遺族年金とか、配偶者の方が生きてらっしゃって障害認定受けてらっしゃった場合に、障害年金をもらってらっしゃると児童扶養手当がもらえないという制限がございますので、結果的に児童扶養手当を

もらうよりも下回った額を受給されてる方については、その差額分を支給するという大きな改正がなされるということでございます。上のこの施行期日でございますが、母子及び寡婦福祉法の改正については、ことしの10月1日付で施行の予定で、児童扶養手当の併給制限の見直しについては、来年4月から支払いということで今国会に上程されているところでございます。

もう1ページめくっていただきますと、今ごらんいただいた資料のもうちょっと詳細が書かれているということになりますので、ちょっとこちらのほうを御説明したいと思えます。左側の中間まとめというのは、国の社会保障審議会の中に児童専門部会というところがございまして、児童扶養手当の法改正から5年をめぐりに、ひとり親家庭の施策を見直しをするということが掲げられておりまして、ことしの8月にその中間まとめを出されたときに認識された現状と課題ということなんです。

まず上のほうから言いますと、皆様方からも御指摘をさせていただいておりますように、いろいろな支援メニューはあるんだけどそれが知られていない、地域によってばらつきがある、利用が低調、相談支援体制なかなかそこにつながないといったこと。それから、経済的に厳しい父子家庭も存在しているということで、こういった課題に対してどのようなアクションを起こすかということ、これ今度は右側になりますが、支援を必要としている家庭に必要な支援が届くように相談支援体制を構築すると。今も母子自立支援員さんが第一次窓口ということであらゆる支援制度につないでいただいているんですけども、地域によってそういうばらつきがあるということが全国的に言われておりまして、総合的、包括的な支援を行う、いわばワンストップの相談窓口を構築していこうという動きがございます。ただし、これは全国一律で始めるというのではなくって、モデル的に手挙げ方式でやって、その優良事例を全国に展開していこうということで予算化されたものです。

一つ飛ばしていただきまして、下から2つ目ですが、ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備ということで、これも先ほども渡邊調整監の挨拶の中でございましたが、子ども・子育て支援計画というのを市町村で策定いただくのですが、その中でひとり親への支援施策というのは任意的記載事項とされてるところですけれども、やはり、特に福祉事務所でそういった相談支援を担っていただいておりますので、そういったひとり親支援策についても、盛り込んで計画的に実施をしていただきたいといった動きでございます。その次、母子・父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底を図ることが上げられております。

続いては、その支援メニューの充実というところですが、3つございまして、まず1番目が、やはり安定した雇用による就労自立を実現するというところで、現在も就業支援は労働局さん、それから市町村の本当に相談対応をしていただいている方々、母子寡婦福祉連合会様、皆様方に本当に連携していただいて支援につなげていただいているところでございますが、そういったものをさらに拡充するという動きがございます。

それから、先ほども申し上げましたが、就業で自立をするためには、まず子育てというところの環境整備が必要ということで、保育サービス、日常生活支援事業を拡充して環境整備を図ろうというものがございます。

そして、最後の柱でございますが、養育費確保支援、先ほど徳岡先生からも御指摘がございました。やはり取り決めをしているかしていないかで、将来に対する不安感というのが全然違うんだと、仕事に対する悩みも全然違ってくるところがございます、養育費の確保支援と経済的支援、この2つの機能を強化する必要があるということで、養育費、面会交流に関する周知啓発を図るということと連携して相談体制を組んでいくということが掲げられております。

それから、経済的支援、具体的なメニューとして児童扶養手当の公的年金との差額支給、先ほど1枚目で御説明したとおりでございます。それと、母子福祉資金貸付の父子家庭への支援対象拡大ということが具体的メニューとして定められて、今後、全国的に●

事例を示しながら取り組んでいくという方向性で示されているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

先ほどの事務局からの説明に際しまして、委員の皆様から御感想や御意見いただきたいと思っております。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いします。

○徳岡委員 ちょっと質問いいですか。

○黒崎部会長代理 徳岡委員さん、どうぞ。

○徳岡委員 今、御説明がありました2ページ目に、一番下の枠に養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制って、何かわかったようなわからないようなことなんですけど、私がお聞きしたいのはその横の予って書いてある、予算案で確保したものっていうことで、これはだから、これからあれなんです、審議されて通れば予算が出るという、今どんな状況にあるのかということと、もし、これ国の動きのほうなので、これが通ったときに県との関係とかそういうほうではそういう予算の関係ってどんなふうになるのかな

っていうの、ちょっと少し具体的に教えていただきたいんですけど。

○武智企画員 それでは、担当の武智でございますけれども、御回答いたします。

予算の予というところでございます。養育費、面会交流ですけれども、国の情勢は予算事業ということで、全国の分の養育費とか面会交流に関する事業の実施に当たっての予算を確保されております。これは総合的な母子家庭等の対策支援事業の中の一つのメニューでございます、その中で予算が確保されておいて、各市町村や都道府県に実施がしたいというところ、実施ができる体制があるところについて、補助金の交付を行って補助金が確保されるというような状態でございます。

翻ってといいますか、島根県の状況におきましては、養育費、面会交流に関する周知啓発という部分においては通常の周知の啓発なんですけれども、連携した相談体制だとか面会交流の事業については、実施できる私ども委託先というんですかね、そういう主体があれば委託という形で行っていくわけですけれども、26年度事業においては、今のところそういった主体を探すというか、というような状態でございます。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

徳岡委員さん、よろしいですか。

○徳岡委員 ● がすごく物足りないというか、ちょっとざっくりばらんに本音を話しますが、委託するようなどころがあるのは大きなところしかないですよ、大都会しか、実際。東京とかはもう実をやっています。それすることは知ってるんですけど、ただ、そういうことであれば島根はいつまでたってもそういうことは起こらないと思うんですよ、それだけの経験者の人材の数なんて本当に1桁の数ですから。だからとてもあれですけれども、やっぱりこれからそうであってはいけないということで、要請していこうとか、何年計画とか、やっぱり将来に向けての方針がないと、ただ委託するようなどころがここにはないからうちは要らないとかね。せっかくお金を出そうというような予算があっても県が要請しなければ結局もったいない、誰も使わないということなので、そこら辺、私の一番やっぱり思うのは、その周知啓発ももちろんもう基本的には大事なことなんですけど、その横の相談体制を公民連携してやはりちゃんとした団体がないとしても、どんなふうにかえていったらいいのかとか、やっぱりその意見を交流し合ったりとか、私は、実現は難しいにしてもよく言っているのは、母子手帳の無料医療券みたいな形で、離婚するときの生活のある母子、児童扶養手当をもらってる、ある基準を決めないことにはあれでしょうから、誰でもっていうことではなくて、そういう方たちにはやっぱり無料相談券とか出る

ようなそんな形で、いろいろ考えれば何か出てくると思うんだけど、何かそういう方向は全く見えないので、やっぱり少しちょっと一歩前進していただきたいなっていうのがあります。

それで、ちょっと先ほどこちらの方に、これ厚労省がエフピックに委託事業として、養育費相談支援センターというの東京につくっておまして、そこだか出しているニューズレターというのがありまして、これがことしの1月に面会交流と養育費を考えるっていうシンポジウムがありまして、いろんな弁護士さんとか、それからこういうことに専門とされている大学の教授とか、それからエフピックの人もですけども、いろんな方の有識者のシンポジウムがあって、いろんな立場からの意見が載っているんで、これちょっとぜひコピーを皆さんに配付していただけたらなと思うのは、そこですごく要点しか書いてないのになかなかわかりにくいかもしれませんが、いずれまたインターネットでもホームページで出ると思うんですけども、外国のことも書いてあって、結構日本っておくれているんですよ、こういうことに関しては。というのがやっぱり、協議離婚っていうのが日本は9割、離婚のうちの9割が協議離婚で自由にできちゃうんですよ。だからそのときに養育費も決めてなくても、今、決めたかどうかっていうことで、はい、いいえだけは丸つけるようにはなってますけども、決めてなくても別に受理されるわけですから、法的なあれはないわけですよ、強制力で、だから結局放置されていると。

一番やっぱりその少子化対策にも、これからの子供をやはり大事に、やっぱり情緒的にも豊かに育てようと思うと、そういうところで少しちょっとおせっかいを国のほうがしなきゃいけないんじゃないかと思うんです。やっぱり両親だけに任せるんじゃなくて、子供のいる限りは子供に関してはちょっと少しおせっかいをして、ちゃんと子供のことを考えてるかどうかっていうことをやっぱりチェックするような、そういうその行政と国民とのそういう連携みたいなところがうまくいくと、ちょっと救われる子供たちもいっぱい出てくるんじゃないかなと。養育費を決めるにしても決めなきゃもうそれで別にそのままみたいな、何か権利意識の高い人だけがそうするというそういう問題ではなくて、どんな子供もやっぱりちゃんと両方の経済力を影響を受けたように生活ができるようになってほしいなっていうふうに思うので、少しそういうところを島根県のほうも少しずつ、すぐには東京やそんな大きな大都市と同じようにはできないことはわかっていますので、少しずつでも前進していただければなっていうふうに思っております。

済みません、どうも。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

そのほか、何かございませんでしょうか。特に、母子及び寡婦福祉法の改正はこれ、ことしの10月、半年後からの施行ですけれども、自治体さんはいかがでしょう、何かこの点で。

児玉委員さん、お願いいたします。

○児玉委員 これは大変に、ああ、やっと思いな感じはあるんですけど、高等技能訓練の非課税化も去年出雲市でも大きく問題になった部分でもあります。生活費は保障してもらえるんですけども、これで、ただ、学費を全部自分で負担もしつつ、生活本当に大変な中で、もうそれこそ保育所のサポートも大きいんです。そういう中で、非課税かと思ってたら課税だったとかいう事例がありまして、本当に心が痛かったんですけども、うれしい限りだなと思いました。

それと、4番目が、これが一番願っていたことでした。児童扶養手当と公的年金、物すごく低い場合があります。人によっては高い場合もありますけれど、低くてもそっちが優先されるものですから、そうすると、何ていいますかね、さかのぼって支給なんかされると、さかのぼって返してもらわないといけないんですね。そういう方が今もうたくさんいらっしゃるやまして、毎月、本当に1,000円でも2,000円でもっていう感じでお返しただくんですけど、何十年かかるんですよ。でも何十年かかってもそのまま放置するのではなく、その制度にきちんとのかかっていくことが大事だっというお話をしながらお返しただいてますけれど、それもずっとですとなかなか滞るんですね。ただ、そういう関係を持ちながらお話ができるので、常につながっていることができるなっていうのは思っています、1,000円、2,000千円返してもらうことよりも、つながっていることが大事だなっていう感じで今はやってるんですが、やっこの上回る部分の差額が見てもらえるようになったということで、すごくうれしく思いました。来年とかですよ、12月1日に施行ですからもう少し先になるんですけど、一步一步前に制度が進んでいるので、後はその制度をどんなふうにご利用するか、利用の仕方が本当に大事だと思うので、ということかなと思います。以上です。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

石原委員さん、引き続きいかがでしょうか。

○石原委員 奥出雲町も今、出雲市さんのお話と同じように、やっぱり児童扶養手当が公的年金との差額支給ができるようになったっていうことと、あと、母子寡婦福祉資金の貸

し付けが父子世帯にも拡充されたっていうことは本当によかったなって思います。実際、うちでも年金受給ということがさかのぼってわかって、今、返還をさせていただいている方もいますし、それから、本当にまだ60歳になられたばかりで受け取られると年金自体がまだ少額ですよ、それなのに児童扶養手当をお断りしないといけないというような方が2人いらっしゃったので、本当によかったなと思います。

それから、その貸付金にしても、これも本当に、ついこの間までうちも支援していた方がいらっしゃったんですけども、ことしの春に進学ということで、父子さんの家庭でしたけれども、やっぱりすごく経済的に困っておられる御家庭だったんです。そういった貸し付けがないですかっていうことで相談に見えられたんですけども、父子家庭の貸し付けというのはできなかつたっていうことで、ほかにどっか借りるところはないですかということで、うちも母子自立支援員のほうをいろいろ調べたりして、結局、支援をしてほかのところで借りるっていうようなことになったんですけども、本当に切実、困ってる方が本当に目の前にいらっしゃったので、本当によかったなと思います。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

そのほか何かございますか。

上代委員さん、お願いいたします。

○上代委員 先ほどの資料2の2ページ目のほうの数字の2ですが、支援メニューの充実ということで、安定した雇用による就労自立を実現ということで、ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援というふうになってるんですが、これはどこがワンストップになるんでしょうか、ちょっとその辺をお伺いできればと思います。

○武智企画員 今、母子寡婦福祉法の改正ということで、母子・父子自立支援員さんになるんだと説明もしましたけれども、この並びで就業支援員さんという、ちょっと確かな名前だったかあれですけど、そういった就業支援員さんが設置できるということになりますので、そちらでひとり親、いわゆるひとり親対策というんですかね、母子家庭の母とか父子家庭の父への就労支援を明確に行う方を配置できるというふうになりますので、そちらでワンストップというんですかね、福祉事務所に行けば就労相談もできるし、トータルの大きな意味の福祉相談もできるしというところで、1カ所に行けばいろんなコーディネートしていただいたり、あっせんしていただいたりとかっていうようなところでワンストップというふうな形でございます。

○上代委員 福祉事務所のほうにいらっしゃるということになるんですが、先ほど児玉委



員さんのほうからも話があったんですが、いわゆる行政以外でも相談できる場所が必要だろうというふうなことがあるんですけども、大体、これ物を知らなくて大変申しわけないんですけど、その福祉事務所のほうにひとり親の方っていうのはどれぐらいの方とつながりがあるものなんでしょうか。例えば、ひとり親の方が児童扶養手当の受給のその手続でいらっしゃるというふうなこともあるんでしょうけれども、何ていうんでしょう、困っていらっしゃる方もそういうふうな福祉事務所のほうで面会するといいますか、接する機会というのは大半の方がいるんでしょうか、どうなんでしょうか、ちょっとその辺をお伺いできればと思います。

○武智企画員 私も実は福祉事務所の窓口ではないので明確には申し上げられないんですけども、児童扶養手当っていうのが毎年8月に必ず、●ゲン認というか検認というか改定をして、収入の状態、所得の状態を確認しておりますので、そういったところでは必ず母子家庭の母、父子家庭の父には1回は出会えるというかですね、対面できる機会があると。それ以外のところでは通常の相談窓口としてのこともありますし、これも一般論ですけども、生活保護受給者の方も中にはいらっしゃるので、そういったところの保護費との関係で御相談のほうできているといったところでございます。

○上代委員 ありがとうございます。

私ども労働局のほうは、これもまた福祉事務所の皆さんには大変お世話になっているんですけども、生活保護受給者等自立促進事業というものをやっております、その中で当然、生活保護受給者の方を就労に結びつけることのできる方を、支援対象者という方を選定させていただいて就労支援をしていくという事業をしております。その中に、母子家庭のお母さんの支援というのも含まれておまして、やはりその8月の現況届といいますか●ゲン認といいますか、いうふうなときを利用して、とにかく周知を図りなさいということで本署のほうから指示が出てるところなんですけども、やはりせっかくなのでその機会をもっともっと利用できれば、それだけで周知はできるとは思っていませんけども、とにかくそこを充実、まずはさせていくということが必要なんだろうなというふうに思いました。以上でございます。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

先ほどのこの就業支援員さんの設置というのは、これはメニューになるんですか、任意事業になるんですか。

○武智企画員 実は、実はということでもないですけど、予算事業になっておまして、

私どもから厚生労働省にも確認もしたんですけれども詳細がまだわかってなくて、母子自立支援員さんとの兼務がどういった形ならできるのかできないのかっていうのも含めて、今後示されるというふうになっていて、今そういう情報でしかないことでございます。

○黒崎部会長代理 わかりました。ありがとうございます。

そのほかに御質問とか御意見とかございましたら、お願いできればと思いますが。

今後、市町村さんでは母子・父子自立支援員さんということで、これまでの母子自立支援員さんをそのままスライドした形での配置になるんですかね。

○（ ） 先ほどの制度っていうんか、どんな感じで周知をなさるんですか、今現在は。

○（ ） 今の……。

○（ ） 就業。

○（ ） 生活保護受給者の事業ですか。

○（ ） そうですね。

○（ ） これもまた周知というところを言われると実に厳しいところではあるんですが、基本的にはもともとが生活保護受給者を、いわゆる就職していただいて自立をしていただく、そこが目的だったんですけれども、生活保護受給者だけでなく幅広く生活困窮者ということでその事業に取り込んで、いわゆるハローワークのほうとそれから福祉事務所のほう、いわゆる雇用と福祉のほうのチームで支援していきましようという分なんですけど、実際のところは、いわゆる窓口で会った方という方にそういう事業の説明をするというふうなのがメインですね。実際すぐにそういう事業の説明をするかというところではなくて、やはりハローワークのほうではある程度のその信頼関係といいますか、いうふうなものを構築した上で、じゃあ、こういう事業にのっかって就職に向かって進めていきませんかということで勧めていくので、広報がされているかというところ、ちょっとその部分は薄くなっている状態です。

○武智企画員 済みません、じゃあ、1点補足といいますか。

島根県の中では、母子家庭の補助事業のメニューの中なんですけれども、プログラム策定事業というのがございまして、今、上代委員さんなんかもおっしゃっていただいた就労支援のところプログラム策定を行って、そういった生活保護受給者だったり児童扶養手当の受給者の方を安定所、ハローワークのほうに御紹介したりしております。島根県としては、浜田市さんと安来市さんと雲南市さんはそれぞれ各市にプログラム策定員がいらっ

しゃって個別に独立して動いていらっしゃるんですけども、それ以外の市町村では島根県母子寡婦福祉連合会さんに私どもが委託をして、そちらのほうで委託事業として動いております。

また、生活保護の受給者の事業もですけども、福祉事務所さんの相談の部分で就労に結びつなるとか、あるいは転職も含めて、そういったところでハローワークとの連携で進めておりますし、一方で、御自身で動かれる母子家庭のお母さんだったり父子家庭のお父さんだったりというのは直接ハローワークで探されたりもするのでですね、そんなこともあって、そういう実態というか状況もございます。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

こちら辺というと、生活困窮者の自立支援法が平成27年度から始まって、そこにはこれも福祉事務所を設置される市町村が実施主体となってされますけども、そこにも必須で相談支援事業というのがあって、そこには主任相談支援員、それから就労支援員という方をまた置かれるようになって、またそこがハローワークさん等と連携を持ちながらやっていかれるような形になりますから、何かどこにでもそれぞれのところに就業支援員さんがいていうので、ちょっと市町村さんは何か整理される必要があるんかもしれませんね。

そのほか何か御意見とかありましたらお願いできますか。よろしいでしょうか。

では、先ほどの御意見の中でも、何か今後の策定に盛り込めるところがございましたら、事務局のほうでまたそれも御検討いただきたいと思います。

それでは、次第では議事の(3)でございます、県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項修正(案)についてですが、あわせて参考資料についても事務局のほうから御説明をいただきたいと思います。

○朝倉主任 青少年家庭課、浅倉と申します。では、私のほうから、お手持ちの資料3の1、それから3の2、それから参考資料をあわせて説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、お手持ちの資料3の1なんですけども、前回御説明した資料と同じ構成となっております。その中で、5ページのほうを見ていただきたいんですけども、5ページのところで赤字で(学校)というふうになっております。こちらにつきましては少子化対策推進部会、もう一つの部会のほうで、就学前の学校教育というのが定義がまだ定まってないのではないかと、そういった御意見がありました。また、児童福祉法に基づく施設である保育所も、乳幼児期の子供に対して重要な役割を担っているということを踏まえて、3月1

1日に開催した親会のほうでは、「学校」という言葉を取って教育保育としてはどうかという御提案をさせていただきました。そうしたところ、親会のあの別の委員の方から、やはり「学校教育」という言葉は残したほうがいいのではないかという意見がありました。今後、計画につきましては、各種の事業を順次書き込んでいきますので、そういった事業を書き込んだ後、計画全体が見えた段階で、この文言をどうしていくのかということについては、改めて検討していきたいと考えております。

それから、もう一つ、この赤文字の学校のひとつ前のところに「質の高い」という言葉があります。こちらについても、この質という言葉が少子化部会のほうで取り違えをされるのではないかという御意見がありました。今回策定する計画というのは、子ども・子育て支援法に基づく計画という位置づけもあります。この子ども・子育て支援法に基づく計画を策定するに当たって、内閣府より計画策定のための基本指針が示されています。この基本指針の中で、質というものがどのような形で定義されているのかということをお示したものが資料の3の2というふうになっております。

上ですらざらと文字が並んでるところはこの基本指針を抜粋したところなんですけども、下の矢印から枠で囲ったところを見ていただきたいんですが、質の確保及び向上のために実施が求められているものとして例示されていますのが、研修の実施であったりとか、労働環境への配慮であったりとか、指導監督・評価の実施、こういったものが示されています。この質の向上のため、今後どのような具体的な施策、事業ができるかということについても、計画策定に当たって検討していくこととしておりますので、こちらにつきましても、計画の全体が見えたときに改めてこの「質の高い」という言葉がいいのかどうかについては検討させていただきたいと思っております。したがって、現時点ではこの文言はこのままとさせていただきたいというふうに考えております。それ以外の事柄につきましては、前回御説明した内容と変わっておりませんので、本日の説明は省略させていただきます。

それから、もう一つですね、参考という資料お配りしております。第1回、第2回のこのひとり親家庭等自立支援部会において、各委員様のほうからさまざまな御意見をいただいております。その中で、働くことができる環境を整える必要があると、そのためにも子育て支援を充実させていくことが重要だということや、ひとり親家庭の子供が保育所に優先入所できることで保育所でサポートができる、そういった御意見がありました。こういった事柄について、子ども・子育て支援制度においてどのような対応がされていくのかと

いうことをまとめさせていただいた資料がこの参考の資料となっております。

まず、おめくりいただいて、2ページのところをごらんください。子ども・子育て支援制度では、子供を保育所へ入所させる場合には、市町村から保育の必要性の認定というものを受ける必要があります。では、この保育の必要性の認定を受けるためにはどういった事由に該当する必要があるのかということが2番のところに示してあります。左側が現行、右側が新制度における事由なんですけども、①から⑤、就労や妊娠、出産、疾病、障害、こういった事柄はおおむね現状の対応方針が引き継がれることになります。そして、より要件を明確にするために、右側の⑥から⑨にありますように、特に⑥の求職活動や、⑦就学、職業訓練校における就業訓練を含む、こういった事柄。これまでですと左側の⑥、その他ということで市町村の運用に任せられていた部分が法令上明記されるということになります。ここにつきましては、ひとり親家庭の自立支援に今特化されたものではないんですけども、例えばひとり親家庭の方が、働きたいので求職活動、ハローワークに行ったりとか会社の面接を受けるとかそういったことをしたい、また職業訓練を受けたい、こういったときに子供さんをどうするのか、どうしてもそういった問題がつきまとってくるかなと思うんですけども、今回の制度改正で、こういった問題にも対応できるような法令上の整理がされているということになっています。

続きまして、3ページのほうをごらんください。3ページのところなんですけども、国のほうでもこの子ども・子育て会議というのがありまして、その国の子ども・子育て会議の議論を経て、保育所への優先入所の例示が示されています。その中で、真ん中どころ、優先利用に該当する事項ということで①から⑨が示されていますけども、その中の①ひとり親家庭についても、優先利用に該当する事項として含まれた形で整理がされています。最終的に優先利用の規定をどのように運用していくのかっていうことについては、保育の実施主体である市町村で検討していただくこととなりますけども、優先利用についてこのような例示が示されたということについては、2月に開催した市町村担当者説明会において説明をしているところです。

続きまして、4ページのところをごらんください。子ども・子育て支援制度では、4ページの2番、対象事業とその内容というところに示されました13の事業を実施していくということになります。これもひとり親家庭の自立支援に特化された事業ではないんですけども、例えば次の5ページのところの⑨番、延長保育とありますけども、仕事をしていて仕事が遅くなるというときにでも保育所で保育をしてもらえるような延長保育事業であ

ったりとか、⑩の病児保育事業というように、例えば子供さんがちょっと熱を出した、でも仕事がちょっと職場ではなかなか今休めない、こういうようなことも起こり得るのかなと思うんですけども、こういったときに子供さんを預けることができる病児保育事業、こういった事業について、新制度では保護者のニーズに合わせて充実させていくということになっております。

それから、4ページのところで、①に利用者支援事業というのが新規で設けられています。この利用者支援事業がどんなものなのかということについて、少し説明を加えさせていただいたのが6ページの絵になっております。例えば市町村などが、保育所や幼稚園や子育ての相談をできるそういったものを整備したとしても、実際にその利用できる保育所や幼稚園がどこにあるのか、こんな相談をしたいんだけど相談に応じてくれる施設がどこにあるのか、まずこれがなかなかわからないと、こういった方のために、下のところに家の絵があるんですけども、子育て親子が集まりやすいような場所に利用者支援実施施設を設けて、利用できる施設がどこにありますよというようなことをあっせんする事業、こういった事業も新制度の中では創設されています。

続きまして、8ページのところをごらんください。8ページ、放課後児童クラブについてということで、こちらについても、ひとり親家庭の自立支援に特化された施策ではないんですが、これまで放課後児童クラブについては、小学校3年生までが受け入れの対象となっていました。小学校3年生までは学校が終わった後、放課後児童クラブで過ごして、保護者のほうは仕事が終わってから迎えに行く、こういったことができた。しかしながら、小学校4年生になると放課後児童クラブで受け入れてもらうことができず、学校が終わったら子供が1人でうちで過ごさなければならないと、心配なだけけれども自分も仕事があると、仕事をどうしようということで悩まれるようなケース、こういったケースもあったんじゃないかと思えます。

こういった問題を解消するために、2番の対象年齢の拡大というところになっています。その下に新旧対照表をつけておりますけれども、児童福祉法が改正されて、以前は右側の、アンダーラインが引いてありますが、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童、小学校3年生までの児童だったものが、左側で小学校に就学している児童というところで、小学校6年生まで年齢が拡大されるという制度改正が行われています。この改正児童福祉法については、早ければ平成27年4月1日より施行されるということが予定されています。

それから、最後に9ページのところになります。前回のこの少子化部会の中でも、保育士の不足がまた深刻であると、ひとり親家庭の子供を優先的に受け入れるためにも、保育士確保方策について検討しなければいけないのではないかと、そういった御意見がありました。県のほうでもこの保育士不足については認識しておりまして、平成25年度より国の基金を活用した人材確保に取り組んでいます。

2番の実施事業詳細なんですけども、1つ目のところがこれから保育士を目指して養成校に入られる方、こういった方を対象とした保育士修学資金貸付事業、それから2番目として養成校の卒業見込みの方、これからも資格を取って実際に現場に出られる方、そういった方を確保するための事業として新卒保育士確保支援事業というもの、それから3番目として、現在、保育士として実際に働いておられる方の処遇、給料面になりますけども、それを少しでも改善していこうというための保育士処遇改善臨時特例事業、そして4番目として、保育士資格は持ってるんだけど、現在、保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士と呼ばれる方の掘り起こしを目的とした保育士・保育所支援センター開設事業、こういった事業を行って現在保育士の確保に努めているという状況となっております。

説明は以上です。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

このことにつきまして、何か御質問とか御意見とかございましたらお願いいたします。

児玉委員さん、お願いいたします。

○児玉委員 ちょっと質問なんですけれど、先ほど説明なさった9ページの保育士の人材確保についての25年度からの事業ですか、これを今、1、2、3、4を県のほうで実施されて、その実績っていいですか、いわゆる保育士の確保が進んだような兆候が今あるのでしょうか。教えてください。

○渡邊調整監 保育士の人材確保につきましては、ここに掲げてあるとおり、主に島根県の福祉人材センターというところで委託によりまして実施をしてるところでございます。福祉人材センターのほうでも、先般、出雲市においても研修会を設けて、潜在保育士をどのようにしていくのかというようなことも課題を持っておられております。それと、きょうの山陰中央新報だったと思いますけども、離職保育士について、昨日、県、会議がございましたので、そこでこの保育士の確保の状況でありますとかという、保育士登録をしてる方のものと、それから保育所、事業所ですね、そういったもの、2種類の調査を実施をしたというところがございます。しかしながら、まだ詳細な分析ができていないという、

速報値だけでございますけれども、本当に、勤務年数3年未満が離職をされてるというのがもう4割近くに上っているということで、なかなか定着していないということでございます。

そういったこともございますので、まずは修学資金、学生さんに対しては修学資金、それから、卒業したときには新卒の保育士の確保事業、それから、その保育士さんの処遇改善ということで、その給料を少しでも上げるというような運営費にプラスした事業、それから、その福祉人材センターでいろいろと潜在保育士さんの掘り起こしというものを総合的に実施をしているということでございます。この成果はまだ目に見えて向上しましたというようなあれにはなっておらないと思っておりますけれども、修学資金の貸し付けにつきましても、かなりの方が応募していらっしゃるという状況でございます。そういった意味合いで、今後少しでもその人材確保について何か明るい見通しが立てればということで、県としても頑張っていきたいと思っておりますのでございます。

○黒崎部会長代理 この1番から4番のうちの3つが、1番、2番、4番が、私どもでやってまして、特に貸し付け事業については私の部でやっておりまして、先ほども御説明がありました、募集してる枠は、もう25年度も全て貸し付けさせてもらっている状況でして、ただ、どうしましてもこれがそのまま卒業されて県内の保育士として就職されるっていうのはもうちょっと先の話ですので、現段階ではその定員部分ほどは、財源分ほどは全てお貸ししてる状況でございます。

あとは、潜在保育士の確保というのはすごく、私も人材センターに以前おりましたけども、すごく難しくって、その当時もう、岡山県が養成校が多いもんですからそちらにもかなりガイダンスに出かけさせていただいたんですけども、なかなかこう確保が難しいですね。その方たちに対して保育所を見学して回ったり、そういうバスツアーみたいなものもやりましたし、それでも難しい、なかなか成果が上がってこないっていうのがあって、こうして県のほうでもここつけていただいて重層的な保育士確保をしていただいておりますので、成果というのは今後なのかなというふうに思っております。

そのほか。

○渡邊調整監 それと、先ほど保育士の処遇改善ということで、児玉次長さんも御承知のとおり、国において今新たな制度においては、量を拡充するものと、それから質を改善するものということで今検討が進められてるということでございます。当初、この量の拡充と質の改善には1兆円超の予算が必要であろうと言われておりました。このたび、2月の



14日の子ども・子育て会議において、この平成29年度の状況について、物価上昇とかそういったのは抜きにしてどれぐらい必要なのかということで1兆1,000億かかりますよと、当初より2,000億円余計ふえたというような状況でございます。しかしながら、これは消費税が10%に上がったときにその財源を使って7,000億円を充てましようということになっております。そして、当初は不足分の3,000億円は何とか確保しましょうと、政府において努力しましょうということになっておりました。が、しかしながら、今回もう1,000億ふえて4,000億不足するよということになりましたので、一応、国の進めております待機児童の解消加速化プランというものがございまして、それは平成29年までのところで全国ベースで40万人の受け皿を確保しましょうと、保育所のですね、そういったものがございます。

それに対して、やはり重点的にやっていくべきだということで、それが約4,000億円かかります。それをまずやりましょう。そして質の改善については、量の拡充と質の改善というのは車の両輪ですので、同時並行的に進まなければならないと言われておりましたので、そういったものをやっていきましょう。しかしながら、量の拡充には6,800億ぐらいかかると言われておりました。その中で今保育士でございまして、1歳児は6人に1人というようなこと、3歳児には20人に1人、4・5歳児には30人に1人という保育士の、あれでいいよということでございましたけれども、そこら辺をもう少し人的に手厚い配置ができないものかということで改善が求められておりました。そのときには、1歳児を5人に1人、あるいは3歳児を15人に1人、4・5歳児を25人に1人だったかな、20人だったかですか、そういうふうにやっていきましょうということでございましたけれども、とりあえず3歳児のところ、よく言われてた、3歳児にぼんとなったときに6人に1人からぼんとふえちゃうので、20人に1人にふえちゃうので、そこを何とか改善しましょうということが最初から言われておりました。そのものについては改善をしましょうということで、今予算と残りのもので充てましようということ。それから、あとのものについては、一応予算編成の過程の中で検討していきましょうということになっております。

それからあと、今現在、この保育士の処遇改善の臨時特例事業ということで、その上乘せ分がございまして。その分が大体2.85%ぐらいの上乗せのようございまして、これができれば3%から5%ぐらいにアップできないかということで試算がされておりました。このところを一応3%に何とかしようということで、今のところ議論が落ちついて

おります。これにつきましても、将来的に5%を目指すということで、その予算編成過程の中で検討が進められるというような状況でございます。

以上、保育士確保につきましてのところで、処遇改善という意味合いでの補足の説明をさせていただきます。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

そのほかに御意見……。

徳岡委員さん、お願いいたします。

○徳岡委員 素朴な質問で申しわけないんですが、保育士さんで男性の保育士さんっていうのは島根県の場合、どのぐらいいるんでしょうか。

○渡邊調整監 済みません、正確な数値は把握はしておりませんが、いらっしゃいます。

児玉次長さん、何か出雲市の状況でも。

○児玉委員 出雲市で各保育園に1人ぐらいの、各保育園っていいですか、ちょっと公立しかつかんでないですけども、公立が今、出雲にあるんですけど。

○徳岡委員 一応、でも各保育園に1人ぐらいはいる状況なんですか。

○児玉委員 います、ええ。民間でも姿を、53園持ってますけれど、そこにいますので、各1人は、はい、そういう感じだと思います。

先ほど父子家庭の相談も含めてだと。

○徳岡委員 そうなんです、私、ぱっとそれが浮かんでね。

○児玉委員 ええ、そうですね。本当、男性も女性も同じように社会の一定の比率いらっしゃるといいなと思います。

○徳岡委員 もうちょっと、せめて2割ぐらいはなってほしいですね。

○児玉委員 そうですね、でも一昔前に比べたら随分ふえたかなという感じではありますが、処遇が低い関係で。

○徳岡委員 この処遇改善等との結びつきですね。

○児玉委員 そうですね、それを男性保育士の方が、労働組合があるところが要望にいらっしゃるんですが、とても家族が養えないというような発言がありますので。

○徳岡委員 ですよ。

○児玉委員 やはり処遇改善というのは随分大きいなと思います。

それからこれが、申しわけないです、ちょっともらった形で申しわけないですが、保育

士の人材確保がこの部会に関係ないかといったら私は関係あると思ってまして、いわゆる今、就学前の子供さんの子供、子育てっていうのはすごく大きいわけですから、それがずっと先々まで影響します。今保育所に求められていることが、その親御さんの就労に伴う預かりの保育の面は当然なんですけれども、それ以外に発達障害の子供さんですとか、社会養護面の担う役割とか、当然そのひとり親の家庭のフォローとか、特にひとり親の方はやはり精神不安がどうしても起きやすい状況もありますので、そうすると保育所がサポートする割合っていいですか、本当に大きなものになってるなというふうに思います。そういう中で、保育士が確保できなくて受け入れができないというような状況がこれでいいのかなというのは本当に日ごろから思っておりまして、何かこう抜本的な解決策はないのかな、全国の話なので一気には難しいものですが、何かこう島根県ってなったときに、島根県は特にこういうことに力を入れたから子育てがぐっと進んだよっていうふうにはならないものかと、こう夢物語ですが、思うところです。以上です。

○黒崎部会長代理 そのほか。

どうぞ。

○徳岡委員 もう考えておられるのかもしれないんですけど、母子自立支援員とか母子・父子自立支援員になるとしたら、もうその男性相談員、何か本当に保育所の男性保育士もだし、いろんところで本当に普通の男女がどこに行っても相談できるように、かなり将来的な話なんですけど、それに少しずつ近づけていけるような感じにしていくのにそういう、DVはもう絶対女性でないといけないんですけども、普通のその相談はやはり両方いたほうがいいのかっていうふうに思っていますが、そこら辺のちょっと状況教えてください。

○武智企画員 母子自立支援員さん、今、この9月30日までは母子自立支援員さんですけども、現在は各市町村に母子及び寡婦福祉法で1人は置かなきゃいけないんですけども、全員がたしか女性だったと思います。

○徳岡委員 今まではそうだったですね。

○朝倉主任 今まではですね。性別の規定はございませんというのが1点とですね、あと母子寡婦法では細かく割と規定があって非常勤じゃないといけないであって、ただし書きで市町村の実情に応じて常勤の職員でもいい、つまり正職員さんが兼務してもいいですよっていうのがあるんですけども、というのが状況でございます。それは、法律の条文には書いておりませんが、非常勤にしなければいけないっていうのは、一つは頭数と

して、正職員さんがもちろん兼務で相談員を担うのはもちろんいいわけですがけれども、相談体制を確保するっていうのが見てとれると考えております。なので、性別はもちろん規定がないということと、市町村が置くというところなんですけれども、そういったところを県内の市町村に御説明して、理解というか協力が得られるところでは配置を進めてほしいなというのを願う立場でございます。以上でございます。

○黒崎部会長代理 よろしいでしょうか。そのほかは何かございますか。

この利用者支援事業のイメージ図では、ちょっとやはり、児玉委員さんが思っておられるようなことはちょっと違う別のところにそういう機能が施設があつてという形なんですよね。児玉委員さんが考えておられるのは、もう現場のほうにそういう相談機能があつたほうがいいのか、またちょっと違いますか。

○渡邊調整監 この利用者支援につきましては、やはり今回いろいろな制度と申しますか、今回の制度、新しい制度にあれするのは、保育所があり幼稚園があり認定こども園があり、あるいは小規模保育と申しまして小さな規模の保育所、それから、その中には家庭的保育とか事業所内保育とか居宅訪問型保育とかいろいろなものがあります。それから、このページの中で示しておりますが、13の事業、この地域子ども・子育て支援事業というのがございます。これは13あつて、子ども・子育て支援法の中に位置づけられている事業ですよということ。

それから、県では、この国のこういった事業以外に補助制度のはざまと申しますか、そういったものでいろんな事業をやっております。しまね子育て支援プラス事業であるとか、しまねすくすく事業であるとかということですね、それから市町村においては、それよりもまだ細分化した、それをまだ埋めるような事業も行われているということがございます。そうすると私は何を、支援はしてもらいたいんだけどどこに相談に行っているのかわかんない、こういった支援があるのかわかんないというようなことがございますので、まずはそこへ行って御相談をいただくと、そうすれば、じゃあ、こういったことがありますからこういったところへ御相談に行かれたらどうでしょうかという、そういったさばきもしていただくという、これが大きな役割になるんじゃないかなと思っております。

今、そういった機能については、ここの中の2番目ですかね、地域子育て支援拠点事業の中で相談機能を設けているんですけども、それを引き抜いて、引っこ抜いてこの支援事業を新たにつくったと。横浜でいうところの保育のコンシェルジュと申すところ、お耳になさった方もいらっしゃるのではないかと思いますけども、そういったものをイメージを

した。横浜市は待機児童が非常に多かったということで、それで市の政策としてその待機児童の解消を目指して、そういった専任の方を置いてしっかりと保護者と向き合っていたと。それプラス、待機児童を解消するために認可外の保育所、あるいはその認可の保育所とか、そういったものをどんどんふやして行って、受け皿を確保していったということが言われております。そういったあれで、ここへ行けば何らかの相談ができて自分に合ったところを御紹介をいただけるということだと御理解いただければよろしいかと思えます。

私も個人的には、このワンストップが一番いいのかっていうのがいろんな疑問を私自身思っております。やはり相談に行きたいというか、なかなかそこには敷居が高くて行けないとか、距離もあって行けないというあれがありますので、行けるとして身近なところで、自分に合った相談先という幅広い門戸を広げる必要があるのではないかなというのが個人的には思っておるところでございます。以上でございます。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

あと、先ほどの資料3の1のことにつきましては、これはよろしいでしょうか。何かこれに関しても御意見等がございましたら、お願いできたらと思えますが。

では、よろしければ、議事の(3)につきましては、事務局のほうからの報告のとおり進めさせていただきたいというふうに思います。

以上で、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。まだ時間はございますので……。あ、どうぞ。

○俵GL では、先ほど徳岡委員さんから情報提供いただきました、養育費相談支援センターのニューズレターのほう、今お配りしたいと思えます。

せっかくの機会でございますので、徳岡先生、今、皆様方のお手元にお配りしましたので。

○徳岡委員 ありがとうございます。

読んでいただければある程度、私がちょっと、ちょこちょこと言っていることが入っているなっていうこともあると思うんです。

この中でちょっと私が思ったのは、今、県の方が言ってくださったんですけども、ワンストップセンターがいいのか総合的な方がいいのかっていうの、本当にどちらがいいのかかかっていうことはちょっと言えないんですけど、やっぱり当事者が一番行きやすいっていうことで、本当に子育て支援センターっていう、もうちょっと何か優しいかわいい名前で

もつけて、そこに行けばとにかく仕事のことも相談、養育費のことも相談、何でもとにかくそこでちょっとインテークする人たちがいて、あ、こちらに行ってくださいっていうふうな、そういうところがもう既にあるところもあるんだなっていうのが、これを読むとですね、県によってはもう既につくってるところもあるんだなっていうのが。ファミリーサポートセンターっていうのを設置しているところもあるし、何かそういうような、いろんな県によってこう違うんでしょうけど、やっぱりその行政の一番、何ていうか、私たち市民側からいうと縦割りが一番ちょっと困って、やっぱり私たちはわからないのでね、どこで何をしてるか。だから、そこでどこへ行くかっていうのがわかれば行く●

がいいんだけど、周知っていても徹底が難しいですよ、そういう意味では。だから、まずどこに行っていかわからない人にただ周知、周知って言っても、仕事はハローワークっていうのは少し何かわかる気はするんですけど、その程度のわかり方しかない人たちは、やっぱりまずそこへ行けば何でも教えてくれるっていうような、そういう何か横の連携ができたものが欲しいなっていうのが私の希望です。

それと、それから、いろんな無料相談とかいろいろやってますよね、各、年に何か、弁護士がやったり、いろいろやってるんですけども。あるときにはそこだけがやるんじゃないくて、横の連携したそういう相談会みたいなものがあったらいいのかなって。そうすると、そこに行っても何か別の知識も得て帰れるみたいな、そういう情報を知る機会をもう少し横に、面のほうに行けるようなそういう機会をつくらないと、ただ窓口にこう置いとくかポスターを刷るだけでは、あるいは市報に載せるだけではなかなか周知っていうのは難しいのかなって、ちょっといろんな工夫をしてみなきゃいけないのかなっていうふうに思います。これは、書くことも書いてますし、それから外国のこともちょっと書いてあるので、それもちょうと参考にさせていただければなど。

済みません、ありがとうございました。

○黒崎部会長代理 ありがとうございます。

そのほか何か全体を通してでも、最初の議事1、2のことでもよろしいです。いかがでしょうか、何かございますか。どうでしょうか、いいですか。

それでは、特に御意見ございませんようですので、それでは予定の時間よりかなり早いですけれども、本日はこれで閉会したいと思います。

委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただきましてまことにありがとうございます。心からお礼申し上げます。

それでは、事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○武智企画員 ありがとうございます。

それでは、次回開催なんですけれども、次回開催につきましては、新年度予定しております。新年度に開催する予定でございまして、日時、場所については、改めて、後日お知らせをいたします。

それでは、最後に、渡邊調整監から一言お礼を申し上げます。

○渡邊調整監 本日は、皆様、貴重な御意見を頂戴しましてありがとうございます。

さまざまなその課題といいますか、聞いていまして、その相談先をどうするのか、周知をどのようにしていくのかというようなこと、それから、経済的にお困りなんだけれども働き口といいますか、転職は希望せず今のままでという、その当事者の方のいろいろな置かれている事情というのがあるんだろうなと、それをどう読み込んでどの施策に反映していくかっていうのが非常に難しい内面を持っているんだろうなというものを、この意識調査といいますか、実態調査からわかってきたんじゃないかなというの、私もきょう今数値を見まして感じたところでございます。

しかしながら、そういった母子寡婦福祉法の改正もございまして。そういった意味合いも十分に私どもも理解をし、そして、何を進めていったらいいのかということ、この次回あたりに少しでも方向性がお示しできればなと思っておるところでございます。委員の皆様には、それぞれの立場でいろいろと日々御苦勞なさっておられることが多いかと思っておりますけれども、そういったことをしっかりとこちらのほうへ投げかけていただければ、一緒になって何か島根らしいものができるのではないかなという、何か一定のこう明るさが見えるのではないかなという気がいたしてなりません。

それでは、先ほども申しましたように、今回は新年度に入ってからということで、当初では6月ぐらいに御予定をさせていただくということで御案内しておりますが、そこら辺につきましては、また、再度調整をさせていただいて、また御連絡をさせていただきたいと思っております。

本日は年度末のお忙しい中、御協力いただきまして、どうもありがとうございました。お世話になりました。

○武智企画員 そうしましたら、以上をもちまして平成25年度第3回島根県子ども・子育て支援推進会議、ひとり親家庭等自立支援部会を終わります。ありがとうございます。